

## 総務常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	担 当 課
1	小田原市庁舎等熱源改修事業について	管 財 課
2	津波災害警戒区域の指定について	防災対策課

令和 元 年 6 月 1 2 日

## 小田原市庁舎等熱源改修事業について

### 1 経緯

市庁舎の熱源設備については、ESCO 事業※として平成 14 年度に更新し、以降、平成 15 年度から平成 24 年度までの間、ESCO 事業者管理運用を委託してきた。平成 25 年度以降は、設備の保守点検や修繕等に努めながら使用を続けているが、老朽化に伴う故障や不具合が頻繁化してきており、更新が必要となっている。

#### ※ESCO 事業

Energy Service Company（エネルギー・サービス・カンパニー）の略。

削減された光熱費の枠内で省エネ設備導入後の維持管理経費や設備導入に要した費用の回収を図る手法。

本市においては、発電用ガスエンジンの排熱を利用して冷温水を発生させ、空調に利用することによって、エネルギー効率を高めるコージェネレーションシステムにより、光熱費の削減を図ってきた。

### 2 業務内容

本事業は、老朽化した熱源設備の更新であるが、更新にあたっては、隣接する小田原市生涯学習センター本館への熱源供給や非常用発電機の強化などを行いつつ、規模の最適化を図るとともに、将来的なエネルギー需要の変化にも柔軟に対応しながら、最適稼働を長期間維持できることを目指している。

設備の更新にあたり、熱源も含む適切なシステム構成の提案を受け、その中から最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定することとしている。

※熱源システム構成図（現在及び改修後イメージ）：参考資料 1 - 1

### 3 事業概要

#### (1) 事業内容

ア 熱源関係設備の更新に係る設計業務及び施工業務（令和 2 年度）

イ 設備の維持管理及び包括的エネルギーサービスの提供（令和 3 年度～17 年度）

#### (2) 事業期間

契約締結日から令和 18 年（2036 年）3 月 31 日まで

### (3) 事業費

事業費は、設備の更新工事に係る費用及び維持管理費用の総額とし、国庫補助金（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金）等の活用を図り、歳出の抑制や平準化を図る。

※想定事業費 約 10 億円

内訳

- ・更新工事に係る費用 約 7 億 5 千万円
- ・維持管理費用（15 年間の総額） 約 2 億 5 千万円

### (4) 事業者選定方法

ア 事業者は、公募型プロポーザル方式によって選定する。

イ 市職員による選定委員会を設置し、選定委員会において、優先交渉事業者を選定する（設備の専門家をアドバイザーとして設置する。）。

ウ 事業者の選定にあたっては、実施体制、環境配慮、地域貢献、経済性等を評価する。

エ 事業者の財務状況については、公認会計士又は税理士に評価を依頼する。

### (5) スケジュール

<令和元年度>

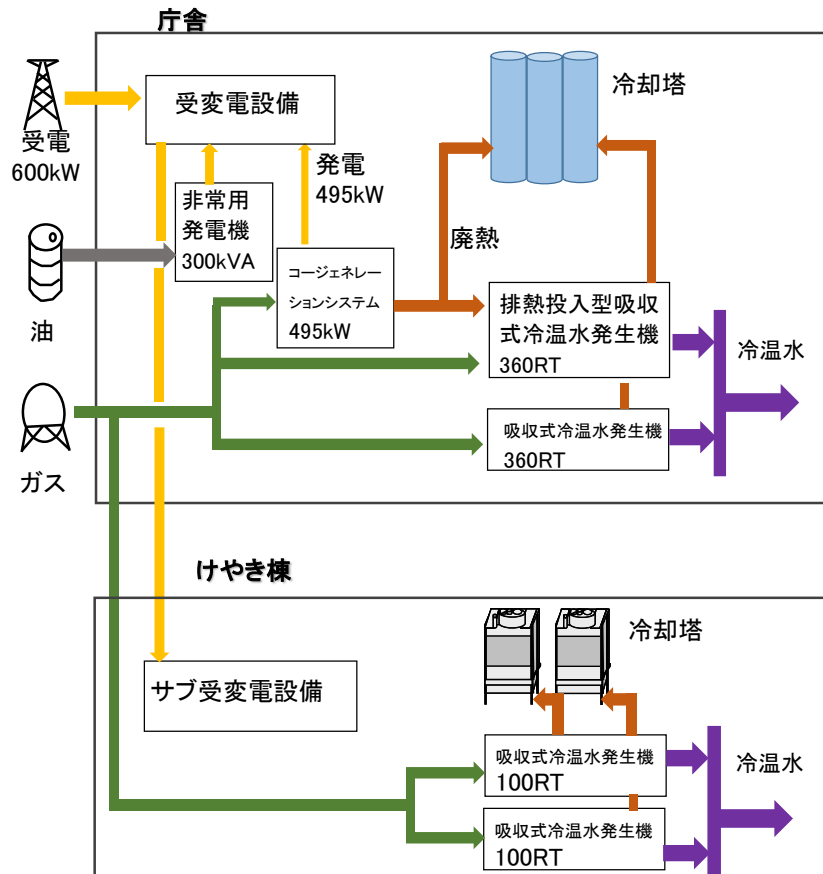
7月上旬	第1回選定委員会
7月中旬	事業者の公募開始
9月下旬	提案書の受付締切
10月上旬	提案審査（選定委員会におけるプレゼンテーション）
10月上旬	第2回選定委員会（優先交渉事業者の選定）
3月	令和2年度当初予算に予算計上を予定

<令和2年度>

5月	国庫補助申請
7月	補助金交付決定後、事業者との契約締結

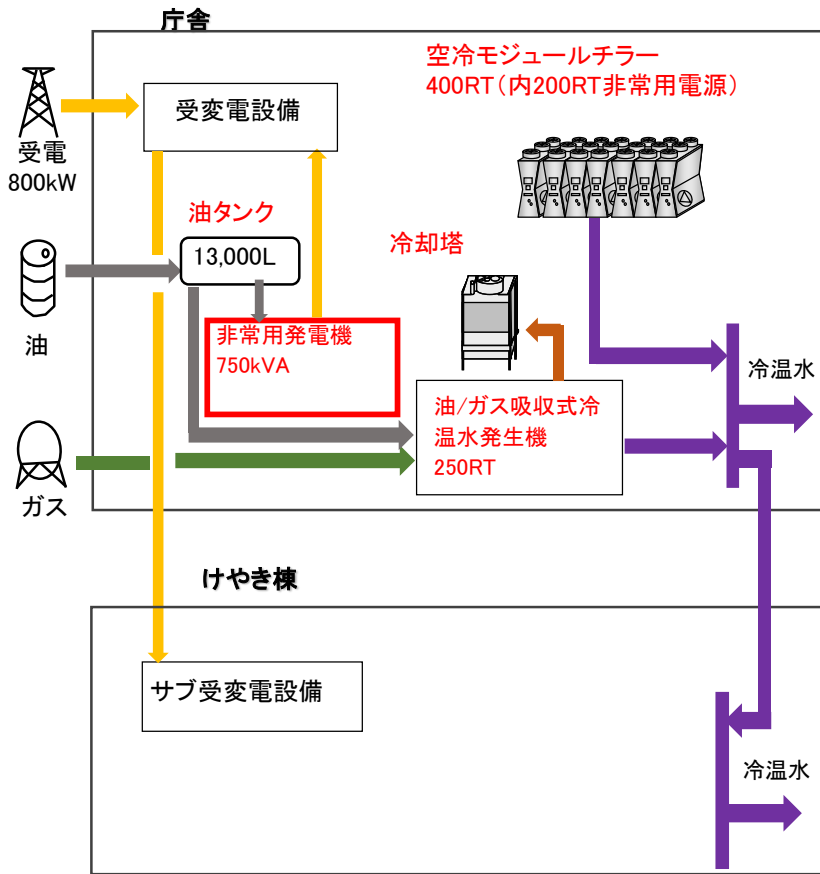
# 熱源システム構成図

現在 (ガスを主体としたシステム)



- ・現在の使用エネルギーは、電気、ガスの2種類を用いている。
- ・非常用発電機は、非常灯の点灯など、必要最低限の発電量となっている。
- ・コージェネレーションシステムは、停電時非対応となっている。
- ・空調は、排熱投入型冷温水発生機を用いている。

改修後イメージ (ガス、電気、油を用いたシステム)



- ・改修後は、ガス、電気、油の3種類のエネルギーを用いることを想定している。
- ・非常用発電機については、容量を大きくし、停電時も一定の業務が継続できるようにすることを想定している。
- ・非常用発電機は、72時間程度、稼働できる量の油を備蓄することを想定している。
- ・空調は、油/ガス吸収式冷温水発生機を採用し、停電時に備蓄油によって一定の冷房、暖房供給が可能になることを想定している。

## 津波災害警戒区域の指定について

## 1 津波災害警戒区域とは

いざという時に津波から住民等が円滑かつ迅速に「逃げる」ことができるよう、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域のこと。

## 2 神奈川県への対応

神奈川県は既に平成 27 年（2015 年）に津波浸水想定を公表しており、この間県内沿岸市町と区域指定等の協議を重ねてきた。平成 31 年（2019 年）3 月には、神奈川県津波対策推進会議を経て「警戒区域を指定することが必要と考える。」との方針と「モデル地域を小田原ブロック（小田原市・真鶴町・湯河原町）とする。」との発表があった。

## 3 小田原市の対応

方針発表に伴い、県も交えて小田原市で検討してきた結果、警戒区域を指定し、基準水位を活用した効率的な避難対策及び避難促進施設における避難体制の強化等の警戒避難体制の充実により、津波防災地域づくりを進めるとの考えに至った。

## 4 今後のスケジュール

令和元年（2019年）	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
津波対策推進会議								● 公表・指定
意見交換・意見聴取	●		●				●	
住民説明会					←-----→			
業界団体との調整					←-----→			